

5 土地区画整理組合の指導体制の強化について

都計第638号
平成9年3月31日

関係市町長 様

岐阜県土木部都市住宅局長

土地区画整理組合の指導体制の強化について（通知）

貴市町におかれましては、管内の施行中の土地区画整理組合の事業及び運営について、日頃よりその育成指導にご努力いただいているものと思います。

組合区画整理事業は、健全な市街地形成を図り、もって快適な生活環境の形成及び商業・業務活動の活発化を図るなど良好なまちづくりを進める事業であり、行政に代わって貴市町の都市基盤整備や良好な住環境整備及び商業・業務拠点づくり等を進める重要な役割を果たしております。

今後、貴市町におかれましては、組合事業のこうした重要な役割を十分認識のうえ、別紙事項に留意しつつ管下土地区画整理組合の業務運営の適正な指導にあたられますようお願いいたします。

また、今後、施策的に公共側で整備すべき重要な公共施設がある事業地区については、その重要性に鑑み、公共団体施行での実施についても検討されるようお願いいたします。

(別紙)

- 1 設計書、工事図面等の工事関係書類の作成、工事の監理等にあたっては責任をもって必要な指導助言を行うこと。
- 2 工事関係書類等の適正な保管監理について指導すること。
- 3 公安委員会との協議等関係機関との協議は、後日関係機関と組合が意思の齟齬を来さないよう適正に協議を行うよう指導すること。
- 4 組合事業に隣接して行われる街路事業等との整合性の確保や会計検査院の実施検査に備え、事業計画及び当該年度における工事内容等については、必ず土木事務所と協議し、チェックを受けるよう指導すること。